

郡市町民スポーツ大会開催費補助金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、この要綱の定めるところによりスポーツの普及振興を図るため、郡市町体育・スポーツ協会が行う郡市町民スポーツ大会（行政区域単位で開催されるスポーツ大会をいう。）開催に要する経費の一部として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、郡市町体育・スポーツ協会とする。

(補助対象事業及び補助金額)

第3条 補助対象事業は、郡市町民スポーツ大会開催事業とし、その経費は次のとおりとする。

- (1) 使用料及び賃借料
- (2) 報償費
- (3) 印刷製本費
- (4) 消耗品費
- (5) その他大会開催に要する経費

2 補助金は、定額補助とする。ただし、実績報告において補助対象経費の決算額が補助定額に達しない場合は、その決算額に相当する額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする郡市町体育・スポーツ協会は、補助金交付申請書（様式1-1）を本協会会長（以下「会長」という。）に対し提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 会長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、生涯スポーツ委員会が定めた基準により審査選考を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 佐賀県補助金等交付規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の一部を取消し又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、会長の承認を受けること。ただし、次に規定する軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 補助事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない補助事業の内容の変更
 - イ 補助金額に影響のない補助事業費の減額

- (4) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助金の交付決定を受けた郡市町体育・スポーツ協会（以下「補助事業者」という。）がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は補助金が不当に使用され若しくは会計に不明な点があるときは、補助金の一部、又は全部の返還を命ずることがある。
- (7) 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（補助金の交付）

第7条 この補助金は、原則として概算払いとする。

2 補助金交付請求書は、様式3のとおりとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式4-4）を添付して会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 会長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の交付目的に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の取消し）

第10条 補助事業者がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は事業運営内容が適当でないと会長が認めたときは、補助金の交付を取消し、既に交付している補助金があるときは、その補助金の返還を命ずることがある。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する。
- 2 平成23年6月10日一部改正
- 3 平成24年5月7日一部改正
- 4 平成25年4月1日一部改正
- 5 平成26年4月1日一部改正
- 6 平成26年6月10日一部改正
- 7 平成28年3月10日一部改正
- 8 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行
- 9 令和3年3月11日一部改正、4月1日施行
- 10 令和8年3月13日一部改正、4月1日施行